

令和6年4月入学者のみなさんへ

【大学院生用】

入学料免除及び徴収猶予申請について

注意事項

- 1 入学料免除・徴収猶予申請者は、申請結果が通知されるまで、入学料の納付が猶予されます。申請結果の通知より前に入学料を納付した場合は、入学料免除・徴収猶予申請を辞退したものと扱いますので、十分注意してください。一度納付した入学料は返還できません。

入学料免除及び徴収猶予の申請は、「入学料免除願・入学料徴収猶予願」と書類の提出が必要となります。

- 入学料免除願・入学料徴収猶予願の提出期間：入学手続期間中に提出
- 書類提出期間：令和6年4月15日（月）～令和6年4月19日（金）17時まで
※p.2 2(2)参照（学生支援課学生サービス係へ提出）

- 2 次項からの『2 入学料免除・徴収猶予申請手順』をよく読んで申請してください。
なお、不明な点等がありましたら、山口大学学生支援課学生サービス係（電話番号：083-933-5611、E-mail：ga113@yamaguchi-u.ac.jp）まで早めにお問い合わせください。

1 入学料免除及び徴収猶予制度について

(1) 入学料免除申請対象者

次の申請資格のいずれかに該当する場合は申請することができます。

- 1 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる方
- 2 入学前1年以内（令和5年4月から入学手続時までの間）に、以下の理由により入学料の納付が困難となった方
 - ・学資負担者が死亡した場合
 - ・日本国内で風水害等の災害を受けた場合

(2) 免除額

免除額は、入学料の全額または半額です。

(3) 入学料徴収猶予申請対象者

次の申請資格のいずれかに該当する場合は申請することができます。

- 1 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる方
- 2 入学前1年以内（令和5年4月から入学手続時までの間）に、以下の理由により入学料の納付が困難となった方
 - ・学資負担者が死亡した場合
 - ・日本国内で風水害等の災害を受けた場合

(4) 猶予額

猶予額は、入学料の全額です。

2 入学料免除・徴収猶予申請手順

(1) 「入学料免除願・入学料徴収猶予願」の提出（入学手続期間中に各研究科へ提出する）

「入学料免除願・入学料徴収猶予願」の提出がない場合は、申請を受け付けることができません。

(2) 必要書類の準備

入学料免除・徴収猶予申請に必要な書類は、山口大学HP上に掲載してある『令和6年度前期山口大学授業料免除申請のしおり』で確認してください。**※3月上旬掲載予定**

※入学料免除・徴収猶予申請に必要な書類は、授業料免除のものに準じます。

※『令和6年度前期山口大学授業料免除申請のしおり』は山口大学HPから確認してください。

山口大学HP > 在学生の方 > 生活支援 > 授業料免除 > 授業料の免除



・家庭状況等によっては、後日、書類の提出を追加で依頼をすることがあります。書類の追加提出を求められた場合は、本学が指定する期限までに提出してください。

(3) 書類提出

・下記受付期間内に以下①～④の書類を、下記受付場所に提出してください。

- ①(2)で準備した必要書類
- ②本人調書
- ③入学料免除・徴収猶予申請票
- ④結果通知用返信用封筒(簡易書留のため434円切手貼付)

※封筒のサイズは「長形3号」です。

※授業料免除を併せて申請する場合は、所得・課税証明書等の必要書類を2部用意する必要はありません。

○受付期間 令和6年4月15日(月)～令和6年4月19日(金)17時まで

○受付時間 9:00～12:00, 13:00～17:00

○受付場所

吉田地区の学生, 社会人学生

⇒学生支援課学生サービス係(吉田地区) 電話番号:083-933-5611

小串地区の学生

⇒医学部学務課教育・学生支援係(小串地区) 電話番号:0836-22-2099

常盤地区の学生

⇒工学部学務課学生係(常盤地区) 電話番号:0836-85-9011

●一度提出された書類は、返還や閲覧ができません。

●所定の様式や所得課税証明書・医師の診断書等、原本の提出を指定するもの以外は、コピーを提出してください。

(4) 申請結果の通知

7月(予定)

(5) 申請結果の通知方法

申請結果は、事前に提出いただいた返信用封筒により行います。申請の結果、半額免除または不許可となった方は、申請結果の通知で指定した期限までに、該当の入学料を納付してください。

3 注意事項

- 必要書類について、A4サイズよりも大きい書類・小さい書類は貼付用紙（ダウンロード可能）に貼って提出してください。
- 入学料免除・徴収猶予の申請結果通知後であっても、申請内容が事実と異なることが判明した場合は、免除・徴収猶予の許可を取消すことがあります。
- 申請書類は家庭状況をよく確認し、4月1日現在（見込）の状況を申請者本人が記入し、準備してください。
- 申請理由・家庭状況が不明な申請、不足書類の多い申請は受けられません。